

令和5年度第10回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和6年1月10日（水）
招 集 場 所	米子市役所401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1 番 赤尾昇委員 2 番 足立康雄委員 3 番 泉新一委員 4 番 岩佐清志委員 5 番 木下壽美子委員 6 番 木村静子委員 7 番 公本英夫委員 8 番 小西淳一委員 9 番 角力委員 10 番 関本五郎委員 11 番 高橋敦美委員 12 番 宅野真二委員 13 番 竹中誠一委員 14 番 田子博康委員 15 番 中本公平委員 16 番 能登路幸輝委員 17 番 船越真委員 18 番 安井貴之委員 19 番 米澤美憲委員 欠席農業委員 無し
出席推進委員	廣東宣明委員 影嶋六郎委員 福田忠雄委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 大縄敬次委員 三島通政委員 大塚清徳委員 福長正樹委員 高尾和広委員 中西文子委員 松本裕三委員 本池実委員 大家保委員 尾坂宣雄委員 福島公明委員 橋本慎一委員 田中英省委員 高濱健委員
事 務 局	日浦事務局長 古橋事務局長補佐 妹尾係長 石田主任
傍 聴 人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に基づく農用地利用集積等

促進計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (3) 非農地現況証明について
- (4) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (5) 農地転用現況確認書の交付について
- (6) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (7) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (8) その他

議事開始 午後1時30分

議長（角会長）

第10回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号19番の米澤委員と議席番号1番の赤尾委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、ありません。全員出席です。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

5 条別紙資料について配布のとおり、差し替えをお願いします。

議長（角会長）

それでは審議に入ります。3 ページ、議案第 1 号をお願いします。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4 ページ、番号 5 0 の尾高から、番号 5 4 の榎原について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

3 条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。

番号 5 0 番尾高の議案について説明いたします。大神山神社近くにあります田 1 筆 3 6 9 平方メートルの農地をこの度合意され、兄弟間で贈与されるものです。

番号 5 1 番尾高の議案について説明いたします。伯仙小学校近くにあります田 1 筆 7 1 7 平方メートルの農地をこの度合意され、売買されるものです。

番号 5 2 番和田町の議案について説明いたします。和田浜工業団地近くにあります市街化区域内の畑 3 筆合計 1, 3 0 2 平方メートルの農地の賃貸借権設定です。契約期間は、令和 6 年 2 月 1 日から令和 1 1 年 1 月 3 1 日です。

番号 5 3 番富益町の議案について説明いたします。弓ヶ浜駅近くにあります畑 1 筆 2 3 7 平方メートルの農地をこの度合意され、贈与されるものです。

番号 5 4 番榎原の議案について説明いたします。県道米子岸本線近くにあります畑 3 筆 6 7 0 平方メートルの農地をこの度合意され、売買されるものです。

3 条許可案件は以上 5 件となります。詳細は議案および 3 条別紙のとおりです。農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件

のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長（角会長）

番号５０と５１の尾高について、担当委員さんから補足があればお願いします。

中本農業委員

５０番の案件について補足説明します。現地調査は１２月２０日に尾坂推進委員、私、中本と事務局で行いました。

現地はきれいに管理されています。譲渡人と譲受人は兄弟でありまして、３年前に譲受人が取得する予定でしたが、下限面積等の理由で譲渡人が取得したものです。それをこの度、弟に贈与するものです。許可については問題ないと考えます。

続きまして５１番の案件ですが、昨年１０月に画面右側の農地を取得され、この度、左側の農地を買い受けるものです。では、１０月になぜ一緒に売買しなかったかということですが、譲渡人が農作業委託していたかたがあり、その調整に時間を要したとのこと。許可については問題ないと考えますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長（角会長）

番号５２の和田町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

大家推進委員

番号５２番について説明します。現地調査は１２月２６日に米澤委員と推進委員の大家で行いました。

賃借人は新規就農者で、許可については問題ないと考えます。以上です。

議長（角会長）

番号５３の富益町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

足立農業委員

番号５３番について説明します。現地調査は１２月２９日に木村農業委員と中西推進委員と私、足立で行いました。

譲渡人は５年前から退職後、現地を耕作していましたが、高齢で畑の使い勝手も悪いため、この度、譲受人と合意の上、申請に至ったものです。許可について問題ないと考えます。以上です。

議長（角会長）

番号５４の榎原について、担当委員さんから補足があればお願いします。

大塚推進委員

番号５４番について説明します。現地調査は１月８日に田子農業委員と推進委員の私、大塚で行いました。

譲渡人は実家が近くにあり、草刈りしたり野菜を作ったりしておられます。この度、知人の譲受人と合意に至り売買することになったとのことです。譲受人は農地は持っておられません。現在、北栄町のイチジク農園でイチジク栽培の研修を受けておられます。この地でイチジクを栽培したいとのことで、苗木を作っておられます。所有農機具等も問題ありませんのでよろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは6ページ、番号77の河崎について、審議いたします。

担当委員さんから説明をお願いします。

泉農業委員

77番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、中海テレビ放送の社屋建設に伴う一時転用で、職員駐車場のための進入路を計画したものです。一時転用期間は許可日から2年間の予定です。1月5日に現地確認を行いました。造成計画は、最高1メートルの盛土造成を行います。流出防止措置として土羽打ちを実施します。一時転用後は盛土した土、排水用パイプ、シートを撤去し復元します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号７８の長砂町について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

小西農業委員

７８番の議案について説明します。１２月３０日に佐々木推進委員と現地確認を行いました。現場は２０メートル程離れたところに老人ホームがあるんですが、その貸駐車場として老人ホームの経営者が転用して老人ホームに貸すというものです。造成計画は、３０センチメートルの盛土造成を行います。流出防止措置として擁壁を設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。土地改良区の該当、隣接農地はありません。第２種農地に該当します。転用について問題はないと思われます。以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号７９の石井について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

福長推進委員

７９番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。申請地は何年も耕作されておらず荒れた状態です。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。１２月３０日に岩佐委員と、現地確認を行いました。被

害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ1.5メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意を確認しております。土地改良区は該当ありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページ番号80の彦名町について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

高尾推進委員

80番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、太陽光発電施設を計画したものです。12月5日に公本委員と私で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成はせず、現状のまま利用し、フェンス高さ1.5メートルを設置します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

関本農業委員

太陽光パネルはどっちを向いているんですか。道路側ですか。

事務局（妹尾係長）

道路側です。南に向いています。

関本農業委員

道路の反対側には何があるんですか。

事務局（妹尾係長）

道路の反対側は一枚、畑があり、左側は介護老人福祉施設等があります。

関本農業委員

近隣の同意は取っているんですか。

事務局（妹尾係長）

近隣の住民や施設に説明に行かれたと聞いております。

議長（角会長）

他にありませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして7ページ番号81の大崎と8ページ番号82の葭津について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

松本推進委員

81番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅と進入路を計画したものです。1月4日に角委員と私で現地確認を行いました。造成はせず、転圧・整地のみ行い、擁壁は既設コンクリートブロックを利用します。雨水の排水について、進入路に設置する新設側溝を経由して既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から進入路に設置する新設側溝を経由して既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

82番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、車両置場と資材置場を計画したものです。1月4日に角委員と現地確認を行いました。造成計画は、最高20センチメートルの盛土造成を行います。流出防止措置として土羽打ちを実施します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合

同意、隣接耕作者の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第２種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

船越農業委員

８２番の案件についてですが、譲受人のかたは個人事業主ですか。資材置き場というのはどういうものなのか聞きたいです。

事務局（妹尾係長）

説明します。近くで選挙カー専門のレンタカーをリースする会社を営んでおり、選挙の時期は全国を移動される状況とのことです。

レンタカーを置く場所と、関係機材を収納するコンテナを設置するそうです。レンタカーについては１００台超を保有していると聞いております。

公本農業委員

詳しく説明すると、本業はガソリンスタンドです。選挙の時に全国で選挙カーが足りないと聞いて、当初、東京で駐車場を借りて選挙カーをレンタルするということを始められて、現在、申請地近くのガソリンスタンドの向かい側に３０から４０台くらいの駐車場を作られています。まだ足りないということで、今回転用を申請されたということです。

議長（角会長）

他にございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号８３の大篠津について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

本池推進委員

８３番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。１２月２８日に角委員と、現地確認を行いました。転用目的は、一般住宅を計画したものです。造成計画は、最高３０センチメートルの盛土造成を行います。擁壁は既設コンクリートブロックを利用します。雨水の排水について、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、隣接耕作者の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、５００メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地で、第２種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくお願いします。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、９ページ、議案第３号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第５条第１項の規定により、決定を求めます。

それでは、利用権設定各筆明細について、１２ページ番号１－１から１４ページ番号１－１４まで一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

１２ページ番号１－１から１２ページ番号１－４は、再設定です。

１２ページ番号１－５から１２ページ番号１－６は、新規設定です。

１３ページ番号１－７から１３ページ番号１－１０は、再設定です。

１４ページ番号１－１１は、新規設定です。

１４ページ番号１－１２は、再設定です。

１４ページ番号１－１３から１４ページ番号１－１４は、新規設定です。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますとまず、１２ページ番号１－１から１４ページ番号１－１４までを採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。採決したいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、１６ページ、議案第４号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法

律第 19 条第 3 項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、17 ページ番号 1－1 から 19 ページ番号 1－16 までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（石田主任）

農用地利用集積等促進計画各筆明細について説明いたします。17 ページ番号 1－1 は、新規就農者、1－2 から 19 ページ番号 1－16 は、近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。20 ページの番号 1－17 についても同様です。ご審議よろしく願います。

議長（角会長）

そうしますと、採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続きまして、20 ページの番号 1－17 について採決したいと思います。これについては、関係者の能登路委員は、議事に参与できません。

そうしますと採決したいと思います。

異議のない方は、挙手をお願いします。

挙手多数ということで異議なしと認め、決定とします。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。

事務局から報告してください。

事務局（古橋事務局長補佐）

報告いたします。

23ページの農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。

次に、24ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、10件を受理しています。

次に、27ページの非農地現況証明について、3件を証明しています。

次に、28ページから31ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、4件を回答しています。

次に、32ページから33ページの農地転用現況確認書交付について、7件を交付しています。

次に、34ページから37ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行なっている旨の証明について、7件証明しています。

最後に、38ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、3件証明しています。

報告は以上です。

議長（角会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

ないようですので、事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（古橋事務局長補佐）

2月9日（金）市役所 4階401会議室におきまして、2月定例総会を開催予定としております。

1月は農地相談会の予定はございません。

私からは以上です

議長（角会長）

そういたしますと、これを持ちまして、第１０回農業委員会総会を終了します。

閉　　　会　　　午後２時２５分